

# 林野火災注意報・林野火災警報 の運用が始まります。

令和7年2月の岩手県大船渡市で発生した大規模林野火災を受け、林野火災予防の実効性を高める目的で火災予防条例の改正が行われ、令和8年1月1日より運用を開始します。

林野火災注意報・警報が発令された場合は、消防本部のホームページや消防車両での巡回等により、周知、広報を行います。



## 発令基準

1月から5月の期間に以下の条件で、火災の発生を未然に防ぐため発令することができます。

- ①前3日間の合計降水量が1mm以下かつ前30日間の合計降水量が30mm以下
- ②前3日間の合計降水量が1mm以下かつ乾燥注意報が発表

どちらかの条件に該当する場合

### 林野火災注意報

### 林野火災警報

## 発令されたら

火の使用制限に従うように努めなければならない。  
**努力義務**

火の使用制限に従わなければならない。  
**罰則のある義務**

## 火の使用制限

【火災予防条例第29条】

- (1) 山林、原野等において火入れをしないこと。
- (2) 煙火を消費しないこと。
- (3) 屋外において火遊び又はたき火をしないこと。
- (4) 屋外においては、引火性又は爆発性の物品その他の可燃物の附近で喫煙をしないこと。
- (5) 山林、原野等の場所で、火災が発生するおそれがあると認めて消防長が指定した区域内において喫煙をしないこと。
- (6) 残火(たばこの吸殻を含む。)、取灰又は火粉を始末すること。

冬から春にかけての時期は空気が乾燥し、火災が発生し燃え広がりやすくなっています。過去にも林野だけでなく自宅へ延焼するような火災が発生しています。

一人ひとりの少しの心がけで、多くの火災を防ぐことができます。  
ご理解、ご協力をよろしくお願いします。

